

(社) 長野県林業公社に係る専門委員会の検討について

1 林業公社におけるこれまでの経緯

- ・林業公社は、森林所有者との分収方式で造林及び育林を実施するため、昭和 41 年 7 月に設立された。
- ・平成24年3月末の経営面積は14,728haで、長期借入金については、県から219億円(利息59億円含む)、日本政策金融公庫から91億円、合計310億円となっている。
- ・現在、経営改善集中実施プランに沿って、経営改善に努めている。
- ・平成24年度に外郭団体等検討委員会が設置され、林業公社など6団体についてあり方の検討が行われ、その検討結果を受けて本年2月8日付けで改革基本方針を改訂した。

【外郭団体改革基本方針の概要】

区 分	第1期	第2期(改訂)	第3期(改訂)
	H16.6～	H20.1～	H25.2～
改革方針	団体の廃止	経営改善の推進	団体のあり方の検討 (引き続き経営改善の推進)
主な論点	分収林事業は、契約終了までの間は借入金を主な財源としており、当初予定していた木材収入が見込めない可能性が高いため、財務状況を満たした時点で廃止	林業公社の問題は全国的な課題であり、国が公社支援のための方策(補助金・交付金)を講じていることから、国の支援を受けながら経営改善を図ることが有利	平成25年度中に廃止した他県の事例を調査する専門委員会を設置し、実際に廃止するとした場合の詳細な検討が必要

2 平成 24 年度外郭団体等検討委員会の報告 (林業公社分の抜粋 平成 24 年 12 月 27 日公表)

- 現在の当該公社の成り立ちや経営は、国の定める「分収林制度」への依存が高く、赤字経営から脱却し収益性の高い事業組織に転換できる状況にはない。今後の選択としては、①県民負担をしながら何十年も「存続」するか、②国からの交付金が得られなくなるうえ、100億円超のコストや膨大な時間や人件費を掛けてでも「廃止」するかの二者択一しかない。
- 目先の経営コスト等を考えれば、消去法として「存続の方が無難な選択」であり、「解決できない国の制度の問題が根本的にある」とすれば、最終的には政治的判断にならざるを得ない。しかし、全国的には既に8県が林業公社の「廃止」を決めるか、あるいは検討に踏み込んでおり、**本委員会としては、長野県としても、廃止した他県の事例(廃止のプロセスや結果(メリット&デメリット))を2013年度末までに調査する専門委員会を設置し、当該公社を実際に「廃止」するとした場合の詳細な検討に入ることを勧めたい。**
- なお、公社を廃止し、事業を県に移管することはデメリットが大きく、公社廃止の視点ではなく、県民負担の視点で判断すべきとの意見もあった。

3 平成 25 年度の取組

新たな改革基本方針(H25.2策定)に基づき、林業公社経営専門委員会を設置し、専門的な見地からの検討を実施